

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。
※厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

20歳になってからおおむね2週間後に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等が送付されます。



保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が128万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

保険料の納付について

令和3年度の保険料額
月額 16,610円

「国民年金加入のお知らせ」に同封されている納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付もできます。また、口座振替やクレジットカード納付も可能です。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200
役場 住民課 内線121

子ども応援本部 ってなあに？

町では「子ども応援本部」を設置し、お子さんが元気いっぱい、笑顔いっぱいに過ごせる居場所づくりのために、地域で活躍する団体と連携し、さまざまな学びの場を提供できるような体制づくりを進めています。

また、スクールカウンセラーや、ライフコンダクターなどの専門的知識をもった人材が、お子さんの学校での学習活動や日常生活を支えています。不登校や就学、お子さんの発達のこと、心の悩みなどについて、どうぞお気軽にご相談ください。

相談・問合せ先

子ども応援本部 ☎080(4338)3969・090(3904)6145
月～金曜(祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～正午・午後1時～3時30分

